

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成6年3月31日となっていることが分かった。

私は、平成6年3月31日付けでAを退職し、翌日(平成6年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿により、申立人がAに平成6年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、Bは、「申立人に関して労働者名簿以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける平成6年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成6年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成9年3月31日となっていることが分かった。

私は、平成9年3月31日付けでAを退職し、翌日(平成9年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿により、申立人がAに平成9年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、Bは、「申立人に関して労働者名簿以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける平成9年2月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成9年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成9年3月31日となっていることが分かった。

私は、平成9年3月31日付けでAを退職し、翌日(平成9年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿により、申立人がAに平成9年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、Bは、「申立人に関して労働者名簿以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける平成9年2月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成9年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成13年3月31日となっていることが分かった。

私は、平成13年3月31日付けでAを退職し、翌日(平成13年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿及び給与明細書により、申立人は、Aに平成13年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける平成13年2月のオンライン記録及び給与明細書の保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成13年3月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成13年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月30日から同年5月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成13年4月30日となっていることが分かった。

私は、平成13年4月30日付けでAを退職し、翌日(平成13年5月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿及び給与明細書により、申立人は、Aに平成13年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける平成13年3月のオンライン記録及び給与明細書の保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成13年4月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年3月28日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和62年3月28日となっていることが分かった。

私は、昭和62年3月31日付けでAを退職し、翌日(昭和62年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿により、申立人がAに昭和62年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、Bは、「申立人に関して労働者名簿以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける昭和62年2月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 62 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成2年3月31日となっていることが分かった。

私は、平成2年3月31日付けでAを退職し、翌日(平成2年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿により、申立人がAに平成2年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、Bは、「申立人に関して労働者名簿以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける平成2年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月28日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和62年3月28日となっていることが分かった。

私は、昭和62年3月31日付けでAを退職し、翌日(昭和62年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿により、申立人がAに昭和62年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、Bは、「申立人に関して労働者名簿以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける昭和62年2月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 62 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月30日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和60年3月30日となっていることが分かった。

私は、昭和60年3月31日付けでAを退職し、翌日(昭和60年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労働者名簿により、申立人がAに昭和60年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、Bは、「申立人に関して労働者名簿以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける昭和60年2月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 49 年 3 月まで

ねんきん特別便の年金記録を見たところ、昭和 44 年 8 月から 49 年 3 月まで国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

私は、高校卒業の昭和 43 年 4 月から A で勤務していたが、A では厚生年金保険に加入していなかったため、20 歳に到達したとき、父親と相談して国民年金に加入することを決めた。

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は父親が行っていたが、昭和 49 年 4 月以降の国民年金保険料に未納が無いことから、44 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料についても納付していたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 8 月ころに払い出されており、20 歳に到達する 44 年*月*日にさかのぼって資格取得したことが確認できる。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付又は過年度納付により納付することとなるが、申立人からはこれらの納付方法についての具体的な申立てが無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録、特殊台帳及び市の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）をみると、申立期間はすべて未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみ

られない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していた父親は、平成10年に亡くなっており、申立人自身は直接関与していないため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等については不明である。

加えて、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月から 27 年 2 月まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、中学校を卒業した昭和 26 年 3 月に A 株式会社就職し、27 年 2 月に同社を退職するまで継続して勤務しており、保険料も毎月控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社における仕事内容等を詳細に記憶していることから、期間は明らかでないが、当該事業所で勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所は、昭和 43 年 6 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間当時、当該事業所に 10 名前後の従業員が勤務していた。」と供述しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者数は、5 名前後であることが確認できる。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録がある同僚 11 名のうち、住所が確認できた 3 名に対してアンケートを実施したところ、2 名から回答があり、このうち 1 名は、「申立期間当時、従業員の中には、将来の年

金より毎月の給料手取額が多い方を望み厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」と供述している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚2名については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、申立期間当時、当該事業所では、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。